

千葉県告示第620号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示します。（指定番号 指-70）

令和6年7月25日

千葉市長 神谷俊一

1 指定区域

千葉県美浜区新港228番1（別図1、2のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

4 その他

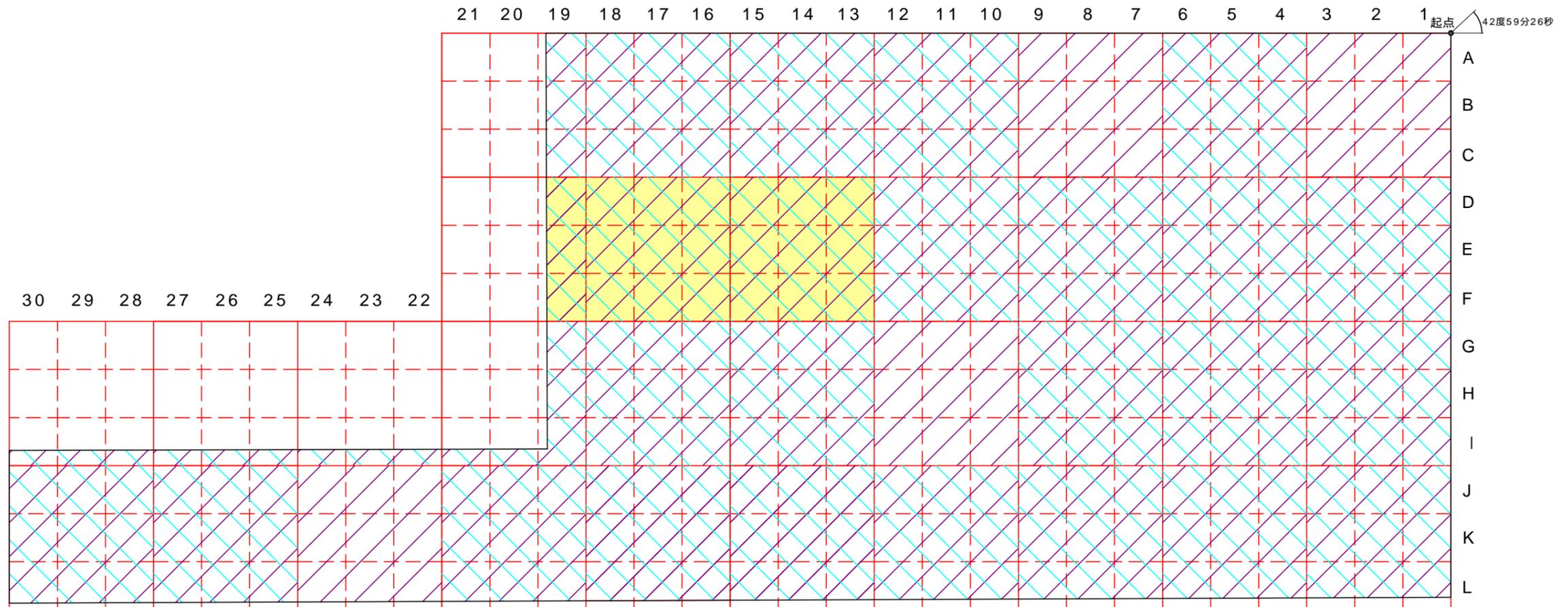
この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第58条第5項第11号に該当する。

別図 1



図2. 調査結果統括図

S = 1 : 1000



凡 例	
	対象地(敷地境界)
	30m格子
	単位区画
	ふっ素基準超過範囲(溶出量)
	砒素基準超過範囲(溶出量)
	ふっ素基準超過範囲(含有量)